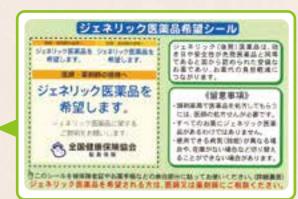
## + ジェネリック医薬品に変更するには?



同封のジェネリック医薬品希望シールをぜひご活用ください。





※「保険証」や「お薬手帳」などの余白部分に貼ってお使いください。

## (!) ご注意ください -

- 1.現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や、欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医師または薬剤師にご相談下さい。
- 2.ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが、副作用等に個人差があります。変更をご希望の場合は必ず医師または薬剤師にご相談ください。
- 3.ジェネリック医薬品への変更は、本人の意思を尊重するものでありこのお知らせにより強制されるものではありません。
- 4.本明細にはジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担が軽減できるお薬のみ記載しております。全てのお薬を記載しているわけではありませんので、処方歴の確認などにはご使用いただけません。
- 5.本明細は、医療機関・薬局から請求のあったデータに基づいて作成しています。医療機関・薬局からの請求が遅れた場合は表記の期間内の受診

- であっても、本明細には記載していません。
- 6.お薬代は所定の薬剤料計算方法によって算出しています。又、薬剤料の みを表示していますので、窓口でお支払いになった金額と異なります。
- 7.ジェネリック医薬品の処方に要する費用が、切り替え額を上回り、実質負担が軽減されないことがあります。また、院内処方から院外処方に変えた場合、新規に発生する処方箋料等との差引きで安くならないことがありますのでご注意ください。
- 8.掲載されている医薬品情報等は、令和4年2月1日現在の薬価基準収載 品目リストを基に掲載しています。
- 9.本通知は、全国健康保険協会船員保険部が、日本システム技術(株)に業務を委託して実施しています。日本システム技術(株)には守秘義務が課せられており、個人情報及び薬剤情報は、このご案内の目的以外には一切使用しません。

2020年度後半に、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生し、複数の事業者が地方自治体から業務停止命令処分を受けました。

安全性への取組みについて

当協会としては、加入者や医師、薬剤師等の皆様に安心してジェネリック医薬品を使用していただけるよう、国の会議等の場を通じて、ジェネリック医薬品の業界団体である日本ジェネリック製薬協会や厚生労働省等の関係者に対して、医薬品の適正な製造管理や品質管理の徹底、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただけるよう、働きかけてきたところです。

国(厚生労働省)においても、行政における監視指導の徹底、行政当局間の連携強化を図り、対策の強化を図っていくこととしています。

今後も、安全性の確保を大前提にジェネリック医薬品の使用促進に努めてまいります。



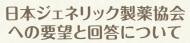
業務停止命令処分のあった3事業者は通知から除外しています。

通知書に記載がされているジェネリック医薬品は、よく使われているお薬の一例です。ジェネリック医薬品の供給状況によっては、病院や薬局に在庫がない場合もございます。

船員保険部 HP

日本ジェネリック製薬協会 HP







信頼の回復に向けた取組みについて

ご質問・ご相談はサポートセンターへお問い合わせください。





## みんな使っているジェネリック



№ 船員保険での使用率//



※令和3年10月時点の加入者全体での数値です。

※〔後発医薬品の数量〕 / (〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕)で 算出しています。